

石川県教育費負担軽減奨学金（通常申請分）についてのお知らせ

（高等学校等修学支援事業費補助金（奨学のための給付金））

【石川県内の私立高等学校等に在学する生徒用】

授業料以外の教育費負担を軽減するため、平成 26 年度以降に高等学校等に入学した生徒等を対象とした返還を要しない給付型の奨学金を給付します。（特別支援学校高等部生徒を除く）

1. 支給要件・・・以下の3つの要件を全て満たす世帯が対象となります。

①保護者等の道府県民税及び市町村民税所得割額が非課税（0円）であること

（両親の場合は双方とも非課税であることが必要）

②令和3年7月1日現在、保護者等が石川県内に在住していること

③対象となる生徒（高校生等）が就学支援金支給対象である私立高等学校（私立高等学校等専攻科を含む）等に在学していること

（対象となる学校：高等学校、中等教育学校（後期課程）、高等専門学校（1～3年生）、専修学校高等課程、専修学校一般課程または各種学校であって国家資格者養成施設の指定を受けているもの並びに各種学校となっている外国人学校のうち高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学省告示で定めるもの。また、高等学校及び中等教育学校（後期課程）の専攻科の学科のうち、大学への編入学基準を満たす課程を有するもの若しくは、国家資格者養成課程を有するもののいずれかの要件を満たすもの）

※過去に3回（通信制では4回、高等学校等専攻科では2回（修業年限が1年の場合は1回））支給を受けている場合は対象外です。

2. 給付年額・・・世帯区分に応じて対象生徒1人あたり、以下の金額が給付されます。

世帯区分	給付年額	
		通信制又は専攻科
ア 生活保護受給世帯	52,600円	52,600円
イ 対象となる生徒に15歳（中学生を除く）～23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいない世帯	129,600円	50,100円
ウ 対象となる生徒に15歳（中学生を除く）～23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる世帯	150,000円	50,100円

※高校生等が2人以上いる場合、1人目は「イ」その他は「ウ」となります。（詳細は「対象確認シート」参照）

3. 申請方法

給付を希望する場合は、世帯区分に応じて「○」がついている書類を全て提出してください。

世帯区分	必要書類					
	①申請書	②住民票	③振込口座申出書	④生活扶助証明書	⑤マイナンバー（又は課税証明書）	⑥健康保険証（扶養誓約書）
ア	○	○	○	○		
イ	○	○	○		○	
ウ	○	○	○		○	○

※必要書類の詳細については次のページをご覧ください。

○必要書類について（上記表の①～⑥）

①石川県教育費負担軽減奨学金申請書

②保護者全員の住民票（市町発行）（令和3年7月1日現在の居住地がわかるもの）

③振込口座申出書

④生業扶助受給証明書（生活保護を受給されている方のみ）

⑤マイナンバー又は令和3年度の課税証明書等（令和2年中の所得）

（石川県内の私立高等学校等に在学し、就学支援金の申請でマイナンバーを提出した方は、提出不要です。
生活保護受給者証明書、所得課税証明書を提出された方は再度提出が必要です。）

⑥本人及び兄弟姉妹の健康保険証のコピー（※健康保険が、国民健康保険の場合は、扶養誓約書も提出）

→ コピーの際には、番号や保険者番号を黒く塗りつぶすなど見えないようにした写しとしてください。

注1 申請書類については10月5日（火）までに金沢学院大学附属高等学校事務室までご連絡ください。

注2 支給対象として認定された場合、奨学金は、12月下旬までに指定された口座に年額を一括で振り込む
予定です。

【問い合わせ先】

金沢学院大学附属高等学校（TEL：076-229-1180）又は

石川県総務部総務課（TEL：076-225-1233）